

# 地方公共団体の選挙管理委員会への ヒアリング結果について

近年、直接請求が行われた地方公共団体の  
選挙管理委員会に対してヒアリングを実施した。  
団体数: 7団体(都道府県(A県)、指定都市(B市、C市)、  
中核市(D市)、町(E町)、選管連2団体)  
時期: 令和3年6~7月、10~11月にそれぞれ1回ずつ

# 不正な署名収集の防止①

## 質問①

過去の事例において、不正・無効な署名収集が疑われた署名にはどのような態様のものがあったか。

法令上の規制に意図的に違反したようなものではなく、署名収集受任者や署名者が署名収集に係る法令上の規制を十分に理解していないことに起因する態様のものが多いという回答が多かった。

(具体的な意見)

- 家族と思われる方が家族全員の署名を行っているものや、選挙人名簿に登録されていない者が署名しているもの等、故意ではないと思われるもの、形式的な不備に当たるものが多かった。(B市、C市、D市、E町、選管連)
- 請求代表者や署名収集受任者以外の者が署名収集しているものや、署名収集受任者の氏名等の記載がない委任状が綴られた署名簿で署名収集しているものもあった。(C市)
- 指定都市は行政区ごとに選挙人名簿が作成されているが、ターミナル駅等の街頭で署名収集した場合、当該行政区の選挙人名簿に登録されていない者の署名が多くなる。また、署名収集受任者が選挙人名簿に登録のない別の区で署名収集している事例もあった。(B市、C市)
- 本人以外の者によって署名が偽造されたものが大量に含まれている疑いのある事例があった。(A県)

## 不正な署名収集の防止②

### 質問②

不正・無効な署名収集の要因は何か。これを防止するために、現行制度で見直すべき点はあるか。

署名収集受任者が制度を理解せずに署名収集したり、住民が一般の署名運動と区別せずに署名していることが要因として考えられるという意見が多く、法令改正を伴う制度の見直しを求めるものではなく、運用上の対応の必要性を示唆する意見が多かった。

(具体的な意見)

○ 署名収集前に請求代表者へ選挙管理委員会から説明を行っている(※)が、請求代表者から署名収集受任者への説明が行き届いておらず、署名収集受任者が制度を理解せずに署名収集していることに起因していると思われる無効な署名が多い。(B市、C市、D市、E町)

(※) ・請求代表者が最初に選挙管理委員会に来た際に、請求代表者の定義や署名簿の様式、署名収集のやり方、署名簿の提出の方法等の基本的な事項について説明をしている。

・選挙管理委員会独自で作成した注意事項を記載した文書や、署名簿の様式例を交付している。

・これらのほか、選挙管理委員会委員長がマスコミに対して注意事項等の周知を行っている。

○ 地方自治法上の規制がある直接請求に係る署名収集と、法令上の規制がない一般の署名収集とを住民が混同していること、すなわち、直接請求に係る署名収集には地方自治法上の規制があるということを住民がよく理解していないことが要因として考えられる。(C市、D市)

○ 地方自治法上の規制等を署名収集受任者や住民に周知・理解してもらうことが必要ではないか。(B市、C市、D市、E町)

## 不正な署名収集の防止③

質問③

不正な署名収集の防止をするため、署名簿に署名収集者の署名を義務づけるなど、署名簿上で署名収集者を特定できるようにする方策をとることについてどう考えるか。

署名簿上で署名収集者を特定できたとしても、署名の偽造防止への効果に疑問があるという意見があった一方で、不正に対してのハードルが上がるのではないかと、請求代表者や署名収集受任者以外の者による署名収集の防止に対して一定の効果があるのではないかとという意見もあった。現行制度下でも、署名収集者を特定させる運用をしているため、問題ないという意見も多かった。

(具体的な意見)

- 署名簿上で署名収集者を特定できないことが署名の偽造に繋がっているとは考えられず、署名収集者を特定するために署名収集者の署名を義務づけることの必要性には疑問が残る。(B市)
- 現行制度上、不正抑止の目的で署名の偽造等に対する罰則が設けられているので、さらに署名収集者側の負担を増す方策をとる必要があるかについては、慎重な議論が必要。(選管連)
- 署名簿に署名収集者の署名を義務づければ、審査時に疑義が生じた際の確認が簡便になる効果に加え、不正に対してのハードルが上がり、署名の偽造の防止に繋がるのではないかと。(A県)
- 署名簿に署名収集者の署名を義務づけて、署名簿上で署名収集者を特定できるようにすることは、請求代表者や署名収集受任者以外の者が署名収集することを防いで、請求代表者や署名収集受任者の責任を徹底させるということに資するのではないかと。(C市、E町)
- 現行制度でも運用において署名収集者の特定はできており、現行の運用(※)で問題ない。(B市、D市、E町)

(※) 請求代表者と署名収集受任者ごとに署名簿を作成するよう促している。

請求代表者用の署名簿の表紙には、複数の請求代表者のうち誰が収集したか分かるよう氏名を記載するよう促している。

## 不正な署名収集の防止④

### 質問④

選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上に明確に規定することについてどう考えるか。

審査の対象とならない署名簿等の調査が選挙管理委員会においてできるか不明確なため、調査権限を規定することが必要とする意見がある一方で、選挙管理委員会の調査権限を地方自治法上に規定する必要はないとする意見が多かった。

(具体的な意見)

- 選挙管理委員会の対応に問題がなかったかどうか等を含め、行政として制度運用の実態把握が必要な場合があるが、現行法では、審査の対象とならない仮提出された署名簿等の調査が選挙管理委員会においてできるか分かりにくく、調査権限を規定することが必要。(A県)
- 手元にある署名簿の確認や任意での関係者への聞き取り、大量の不正署名が判明した場合の告発等は、新たな法律上の規定がなくても、選挙管理委員会の役割や事務としてできるため、調査権限の規定は必要ない。(B市、E町、選管連)

※参考 総務省から「地方自治法施行令第93条の2に基づき仮提出された条例の制定又は改廃等の請求者の署名簿について、特に必要があると認められる場合に、各地方公共団体の権限の範囲内で、その内容を調査することは妨げられない」旨の通知を发出済み。(令和3年5月31日付け総行行第186号)

- 仮に不正署名が大量にある場合は、捜査機関の捜査に委ねられるため、選挙管理委員会が法律の規定に基づき独自に調査ができるようにする必要はない。(B市、D市、選管連)
- 調査権限の規定が設けられると、選挙管理委員会がケースごとに当該規定への該当性を判断しなければならなくなることや、外部者より全ての署名の調査を要求されて対応に苦慮する事案が生じる懸念がある。(C市、D市、E町)

# 縦覧制度の見直し①

## 質問⑤

縦覧制度を個人情報保護の観点から見直すことについてどう考えるか。

個人情報保護の観点から見直しが必要であり、特にDV等支援対象者については何らかの対応が必要であるとする意見が多かった一方で、見直しを行う際には縦覧の役割とのバランスを考えることが重要であり、具体的な見直しの方法に関しては、今後の議論が必要であるという意見が多かった。

(具体的な意見)

- 極めてセンシティブな政治的な主張に対して、賛成や反対の立場で署名することになるので、署名者は、縦覧により氏名や住所、生年月日がさらされることに対して懸念を抱くものと考えられる。(C市)
- 現行の縦覧制度は、個人情報の保護に配慮したものとなっていないため見直しが必要である。原則として氏名の部分のみ縦覧させることとし、縦覧者本人又はその家族の署名について氏名以外の部分(住所、生年月日等)も含めて縦覧したい旨の申出があったときは、住所・生年月日を含めた本人確認の上、氏名以外の部分についても縦覧させる運用が考えられる。(A県、B市)
- 署名者に縦覧させる部分を本人の署名の部分に限るなどの対応により、個人情報の保護を図ることができるが、関係人が署名簿の署名に関し異議を申し出る機会の喪失に繋がる面がある。縦覧の趣旨との折り合いをどこで付けるか非常に難しい。(A県、D市)
- 関係人が署名を確認する際に重要な情報となる住所や生年月日は縦覧させる必要があるため、現行制度の見直しは必要ない。(E町、選管連)

## 縦覧制度の見直し②

( DV等支援対象者の署名等の対応について)

- DV等支援対象者が、氏名、住所等を縦覧されることを恐れて署名を控えるなど、直接請求の権利が行使できなくなるということは不適切なため、何らかの措置が必要である。(A県、C市、D市)
- 例えば、署名簿の氏名の部分のみ縦覧に供するといった対応をとったとしても、氏名のみからでも署名をしたDV等支援対象者が当該市区町村に住んでいることが縦覧者(加害者等である可能性もある。)に分かってしまう可能性があるため、署名簿のうちDV等支援対象者の署名が含まれる部分を縦覧の対象から除くといった対応も必要である。(B市、E町)
- 選挙人名簿のデータと住民基本台帳のDV等支援対象者の情報が連携している場合には、署名の審査の段階でDV等支援対象者が署名しているかどうかを把握することは可能であり、本人以外の者に当該署名を縦覧させないことはできると思われるが、縦覧の役割とのバランスを考える必要がある。(A県、E町)

# その他

質問⑥	委任届の制度の再導入についてどう考えるか。
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 委任届の提出時点で選挙管理委員会の確認があるため、請求代表者が選挙人名簿の登録の有無を確認せずに安易に署名収集受任者を選ぶようなことを抑止する効果や、意図せず選挙人名簿に登録のない署名収集受任者が署名収集をし、審査の結果、大量の署名の無効が判明することによって、署名者の不利益になることを防ぐ効果が期待できる。（A県、C市）</li><li>○ 請求代表者は、署名収集受任者となる者が選挙人名簿に登録がある者であることを自らの責任で確認すべきである。選挙人名簿の閲覧制度等を利用して、署名収集受任者の選挙人名簿への登録を確認することも可能である。したがって、選挙管理委員会の事前の確認を要するものとする委任届の制度の再導入は、必要ない。（D市、E町）</li><li>○ 仮に委任届の制度を再導入すると、委任届を提出する請求代表者や審査する選挙管理委員会の事務が増大する。審査段階で委任状を確認すれば問題なく、直接請求のハードルが高くしてまで行う理由について整理できないため、委任届の制度の再導入は必要ない。（D市、選管連）</li></ul>
質問⑦	総代制度の導入や署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付についてどう考えるか。
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 請求代表者の行為は合同行為として総意が必要とされるところ、明確に反対の意思を示す請求代表者がいるなどの場合には事務が停滞する。現に分裂した場合には運用での解決は困難となるため、請求代表者の意思決定や署名簿の取扱い等について規律が法令で決まっていれば選挙管理委員会は動きやすい。（A県、C市）</li><li>○ 選挙委員会と請求代表者との事前の打合せにおいて請求代表者の中から連絡担当者を決めてもらう等といった運用で対応できているため、総代制度の導入や署名簿の取扱責任者の指定、署名簿の返付について、新たな制度を設ける必要はない。（B市、D市、選管連）</li></ul>
質問⑧	署名権者や法定署名数について、現行（署名簿の審査終了時の選挙人名簿を基準とするもの）よりも早期の時点で確定することについてどう考えるか。
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 選挙管理委員会としての説明のしやすさや、署名収集者側の活動のしやすさ、審査期間中に選挙人名簿の更新があった場合に審査のやり直しになり選挙管理委員会の事務が増えることからすると、早期に確定したほうが良い。（A県、B市、D市）</li><li>○ 署名簿の審査終了時の選挙人名簿を基準とする現行から変える必要はない。（C市、E町）</li></ul>